

# 出張旅費規定

社会福祉法人容雅会

# 出張旅費規定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人容雅会（以下「法人」という。）の職員が、出張する場合の旅費の支給について定める。

## 第2章 出張の区分

(出張の区分)

第2条 出張の目的が、時間及び距離にかかわらず、宿泊（船車中泊を含む）を要する出張を普通出張とし、宿泊を要しないものを日帰り出張とする。

- 2 出張旅費は、第3条に定めるものとし、第4条から第8条までの定めるところにより支給する。

## 第3章 出張旅費

(出張旅費の内訳)

第3条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊費

(出張旅費の支給額)

第4条 福島県内及び車両での片道経路の平均的な移動時間が3時間以内の出張は、原則として日帰りとし、第3条に定める交通費のみを支給し、日当及び宿泊費は支給しない。ただし、理事長が宿泊を認めた場合は、日当及び宿泊費の実費を支給する。

- 2 普通出張旅費は、別表に定める等級の料金を支給する。

(交通費)

第5条 交通費は、全て実際の経路により支給する。ただし、その経路は、最短時間の経路とする。なお、営業用乗用車（タクシー、ハイヤー等）の利用は、原則として認めない。

(航空機の利用)

第6条 航空機の利用を理事長が認めたときは、その実費を支給する。

(法人所有車利用の場合)

第7条 法人の所有車を利用するときは、所属長に申請し施設長の承認を得なければならない。

- 2 法人所有車を利用したときは、その区間の交通費は支給しない。
- 3 法人所有車の運航に伴う高速道路通行料金、ガソリン代、駐車料その他の経費は実費を支給する。
- 4 法人所有車による出張中に、その車両の使用が不可能となり、任務の遂行のため、他の交通機関を利用したときは、この区間の交通費は実費を支給する。
- 5 法人の所有車に余裕が無い等の何らかの事由により、代替車として職員個人の所有車を利用する場合には、1km（※）あたり15円（10150円で10km走行を仮定）を支給する。上記本条第2項から第3項に定める規定を適用しない。ただし、本条4項に定める事象が発生した場合には、規定を適用する。

※ 本人の申請により支給するが、法人の概算距離と乖離がある場合には、内容を確認し変更する場合がある。

(旅費を他より受けた場合の取り扱い)

第8条 旅費の全部又は一部を、招待その他の理由により、他から費用支払を受けたときは、本規定に定める旅費を減額又は、支給しないことがある。

#### 第4章 出張手続

(出張の申請)

第9条 出張するときは、あらかじめ所定の「出張伺」に其々必要事項を記入のうえ、所属長に提出し、施設長の承認を得なければならない。

2 施設長の出張の場合は理事長の承認を受けなければならない

(旅費の仮払)

第10条 出張者が前条の承認を得たときは、出張に関する費用の仮払を受けることができる。

(出張報告及び旅費の精算)

第11条 出張者は、出張終了後「出張復命書」及び「出張・研修報告書」を作成の上、3日以内に所属長に報告し、施設長の承認を得なければならない。

2 「出張復命書」には、実費の支出を証明するため、領収書を添付しなければならない。領収書を付することができない場合は、「支払報告書」を添付の上、その理由を記載し、事務長の承認を得なければならない。

3 出張者は、上記の承認を受けた後、3日以内に旅費の精算をしなければならない。

第12条 職員が、別に定める社会福祉法人役員報酬規程による役員及び評議員・外部委員等と出張を同行した場合は、宿泊費の上限を社会福祉法人役員報酬規程の額とする。

(改定)

第12条 本規定の改定については、理事会の承認を得なければならない。

(附則) 本規定は、平成27年4月1日より施行する。

(附則) 改訂後の本規定は、平成29年6月1日より施行する。

別表

|              | 一般職員                       |
|--------------|----------------------------|
| 航空機          | エコノミー                      |
| 新幹線          | 指定                         |
| 特急           | 指定                         |
| 車両（職員所有車の場合） | 15 円 1km 高速代等              |
| 法人車両等        | 高速代、ガソリン代、レンタカーの場合その費用     |
| 日当           | 日帰出張 800 円<br>普通出張 1,500 円 |
| 宿泊費          | (上限) 7,000 円               |